

お知らせ

浄化槽の法定検査は義務

浄化槽は保守点検と清掃のほか年1回の検査が義務付けられています。県知事の指定を受けた環境保全協会が検査を行いますのでご協力をお願いします。

合併処理浄化槽	
基本検査 5,000円	4年に1回
採水員検査 3,000円	4年に3回 (当面は4年に1回)

単独処理浄化槽	
ガイドライン検査 4,000円	4年に1回
採水員検査 3,000円	4年に3回 (当面は4年に1回)

☎(公財)鹿児島県環境保全協会
099-296-9000

照葉樹の森イベント案内

自然を体感できるウォーキングや登山などを楽しむイベントを行います。ぜひご家族やお友達とご参加ください。
自然体感ウォーキング
(肝付町権現山)9月26日①
月例登山会(辻岳・野首嶽)
10月10日②



森林管理者へお知らせです

森林を伐採するときは届出が必要 伐採の届出は30日前までに

保安林などを除く森林を伐採する場合は、伐採する90日から30日前までに森林がある市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を、伐採後は状況報告書を提出しなければなりません。



人工造林の状況報告
伐採の翌年度から2年以内に行い、造林完了後30日以内に報告。



天然更新の状況報告
伐採の翌年度から5年以内に行い、更新完了後30日以内に報告。

転用は伐採後30日以内に報告が必要

※伐採届や状況報告書を提出しなかった場合は森林法違反となります。

森林環境譲与税を活用して創設 錦江町令和の森林づくり交付金

伐採後の再造林や拡大造林を進めることで森林資源を循環させ、森林が持つ多面的・公益的機能を持続させることで、林業の成長産業化と地球温暖化防止につなげることを目的に創設。財源は森林環境譲与税を活用し、1ha当たりの二酸化炭素吸収量を基に再造林・拡大造林面積に応じて交付します。

スギやヒノキなどの針葉樹
110,000円/1ha

シヤカシなどの広葉樹
30,000円/1ha

1ha当たりの二酸化炭素吸収量は針葉樹が11tco2、広葉樹が3tco2で算出しています。



※令和の森林づくり交付金は国の森林環境整備事業(造林補助金)とは別に交付されます。

役場本庁 産業振興課 ☎ 22-3034
役場支所 産業建設課 ☎ 25-2511

日本語や日本の生活習慣の学習を必要としている外国人をサポートする方法を実践的に学ぶ講座を開催します。参加を希望される方はお申込みください。
日時(全6回の講座を開催)
11月28日(令和4年1月30日)すべて13時30分〜16時30分
場所 末吉中央公民館(曾於市)

日本語サポーター養成講座
金5,000万円
融資期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内
融資利率 1.7%〜2.3%
園鹿児島県中小企業支援課
099-286-2946

訓練内容 パソコンの基本操作や写真加工、ホームページの作成、コミュニケーション能力やビジネスマナーの習得など。
訓練場所 鹿屋パソコンスクール(鹿屋市大浦町)
定員 8名(応募者が少ない場合は実施しません)
訓練期間 3か月間
(11月9日(令和4年2月8日)応募資格 障害のある方で早期就職や再就職を目指す方
応募期間 8月2日(9月28日)

錦江町役場政策企画課
0994-22-3032
障害者委託訓練生を募集
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」へかけると、居住地域の児童相談所につながります。「児童虐待かも」と思ったら、いち早くお電話ください。
受付時間 365日、24時間対応します
電話番号 189
通話料 無料
※連絡は匿名でも可能です
園大隅児童相談所
0994-43-7011
(土日祝除く9時〜17時まで)

園県障害者職業能力開発校
0996-44-2206
児童虐待と思ったら189
ヘルプマークを見かけたら
ヘルプマークは外見から援助などが必要なことが分からない方が、周りの人に支援が必要であることを知らせ、障害の特性に応じた支援を受けやすくなるためのマークです。現在、ストラップ型のヘルプマークとヘルプカードの2種類を配布しています。配布の対象者は、外見から援助が必要ことが分からない方です。
配布窓口 各市町村、県障害者支援室(郵送による配布も可能)、各地域振興局・支庁・事務所、ハートピアがごし。

令和3年社会生活基本調査
総務省統計局(鹿児島県)では、令和3年社会生活基本調査を実施しますので調査の目的を正確に認いただき回答をお願いします。調査員が10月上旬から調査対象世帯へ調査票を配布します。
園鹿児島県総合政策部統計課
099-286-2482

新事業へのチャレンジ資金
新製品や新サービスの開発など経営革新に取り組み中小企業を応援する資金です。詳細は中小企業支援課へ問合せください。
資金用途
①独自の技術・特許を生かして事業展開しようとするとき
②経営革新計画の承認を受けて事業展開しようとするとき
融資限度額 運転資金・設備資金
園照葉樹の森管理事務所
080-6417-6518

錦江町物産館「にしきの里」 5年間の指定管理者を募集

令和4年3月で指定期間が満了となる錦江町物産館にしきの里を管理運営する法人や団体と、売店コーナーの利用を希望する事業者を募集します。指定管理期間は5年間で、申請は10月6日(火)までです。

指定管理と貸付の期間・場所

指定管理と貸付の期間
5年間(令和4年4月1日~令和9年3月31日)

指定管理委託する場所▶
休憩施設、トイレ、東屋、駐車場、駐輪場

貸し付ける場所▶
売店コーナー、事務室など

公募の日程 ※町内に住所を有する事業者が対象
募集要項の配布・質問受付 9/10(金)~9/23(水)
申請書の受付期間 9/27(日)~10/6(水)

【選定方法】公募型プロポーザル(企画提案型)
募集要項などは観光交流課で受け取るか、錦江町ホームページからダウンロードしてください。申請書は期限内(9/27~10/6まで)に観光交流課へ持参してください。

園役場田代支所 観光交流課 ☎ 28-2488

農業振興地域整備計画書変更案の縦覧 9/21(火)まで意見を募集します

農業振興地域整備計画とは、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施設を計画的かつ集中的に実施するために市町村が定める総合的な農業の計画です。

錦江町では農業を取り巻く社会情勢が変化したことに対応するため、農業振興地域整備計画の見直しを進め変更案をまとめました。

この変更案に対して意見があるときは縦覧期間満了の日までに、町に意見書を提出することができます。また、農用地区域内にある土地所有者または土地に関し権利を有する人は、計画案に対し異議申出書を提出することができます。



縦覧期間▶ 8月23日(月)~9月21日(火)まで
8:30~17:15まで(土・日・祝日を除く)

縦覧場所▶ 錦江町役場 産業振興課 / 田代支所 産業建設課 / 錦江町ホームページ

意見の提出 錦江町HPでも掲載しています

意見の提出期限▶ 9月21日(火)まで

意見の提出方法
所定の様式に住所・氏名・連絡先・意見を記入して提出してください。

持参▶ 本庁 産業振興課、支所 産業建設課
郵送▶ 〒893-2392 錦江町城元963番地(錦江町役場 産業振興課 宛)
FAX▶ 0994-22-1951
メール▶ seisan@town.kinko.lg.jp



異議の申出期間▶ 9月22日(水)~10月6日(水)まで

園産業振興課☎ 22-3034 / 園産業建設課☎ 25-2511